

鹿児島市家賃支援金（第2期）



全国的な新型コロナウイルス感染拡大、まん延防止等重点措置に係る営業時間短縮要請等に伴い、売上が減少し、家賃の負担が重くなっている中小企業者等の事業継続を支援するため、家賃支援金の追加給付等を行います。

対象者 ・ 申請要件

次の1~4の全てに該当していること

1 以下の（1）または（2）のいずれかの要件に該当すること

（1）家賃支援金の第1期（R3.7.15申請受付開始）を受給していること

※時短要請協力金受給者については（注1）参照

（2）以下の支援金・協力金（以下、国・県支援金等）いずれかの給付決定を受けていること

・国「月次支援金（8月分または9月分）」

・県「鹿児島県事業継続月次支援金」

・県「鹿児島県新型コロナウイルス感染症対策時短要請協力金」（注1）

2 自らの事業のために鹿児島市内にある他人の土地・建物を直接占有し、使用・収益をしていることの対価として、地代・家賃（以下、賃料）の支払いをおこなっていること

3 今後も事業を継続する意思があること

4 同一対象期に本支援金の交付を受けていないこと

5 申請者等は暴力団等に関与していないこと

（注1）対象となる協力金**全て**の給付決定を受けていること。（下図参照）

| 鹿児島県新型コロナウイルス感染症対策時短要請協力金 <飲食店> | | A、B、Cの要請対象者 | B、Cの要請対象者 | Cの要請対象者 |
|------------------------------------|--------------|--------------|------------------------------|------------------------------|
| | | 8月6日時点で営業継続中 | 8月7日以降の創業で、 8月18日時点で営業継続中 | 8月19日以降の創業で、 9月9日時点で営業継続中 |
| A | 8月6日要請分 協力金 | ○ | | |
| B | 8月18日要請分 協力金 | ○ | ○ | |
| C | 9月9日要請分 協力金 | ○ | ○ | ○ |

| 鹿児島県新型コロナウイルス感染症対策時短要請協力金 <大規模集客施設・テナント> | | a、bの要請対象者 | bの要請対象者 |
|---|--------------|---------------|------------------------------|
| | | 8月18日時点で営業継続中 | 8月19日以降の創業で、 9月9日時点で営業継続中 |
| a | 8月18日要請分 協力金 | ○ | |
| b | 9月9日要請分 協力金 | ○ | ○ |

【特例】「A 8月6日要請分」については、時短要請の開始時点（8月9日 0時）で「鹿児島県飲食店第三者認証制度」を取得済の事業者のうち、通常営業を行った事業者のみ対象から除く。

支援金額

支払賃料（月額）の1/2（注2） ※千円未満切捨て

（上限額：法人20万円、個人事業者10万円） ※給付は1回限り

（注2）令和3年8月分または9月分のうち、支払済のいずれか1か月分が対象

申請手続 ・ 申請方法

詳細は裏面
を参照して
ください。

家賃支援金の第1期（R3.7.15申請受付開始）の受給状況により、申請手続が異なります。

第1期の受付期間を延長しました
【第1期受付期限：11月30日（火）】

【第1期を受給しなかった事業者】

1 国・県支援金等の申請・給付決定 → 2 申請書等の提出

【第1期を受給した事業者】

1 市から送付の第2期の意思確認書を受領 → 2 意思確認書、誓約書の提出

原則 **郵送**

〒892-0842 鹿児島市東千石町2-1 芙蓉ビル6階
鹿児島市家賃支援金申請事務局 宛

※簡易書留など郵便物の追跡ができる方法を推奨します。

申請受付期間

令和3年9月29日（水）～令和4年1月31日（月） 消印有効

お問い合わせ先

鹿児島市家賃支援金専用ダイヤル

☎099-295-4381（平日8:30~17:15）※12月29日~1月3日を除く

提出書類を簡素化しました

【法人・個人事業者共通】

第1期を受給しなかった事業者

申請に必要な提出書類

用紙サイズはA4サイズで統一してください。

| | 提出書類 | 備考（注意点） |
|---|----------------------|--|
| 1 | 申請書（様式あり） | 「住所又は所在地」欄は、法人は登記上の本店所在地、個人事業者は申請者の住所を記入 |
| 2 | 誓約書（様式あり） | |
| 3 | 国・県支援金等の振込のお知らせの写し | 紛失した場合は、下記「Q&A」を参照 |
| 4 | 通帳の写し | 「口座の名義」と「支援金等の振込」が確認できるページ |
| 5 | 賃貸借契約書等の写し | 令和3年8月または9月及び申請時点において有効なもの（注4） |
| 6 | 賃料支払対象物件の写真 | 外観・内観それぞれ1枚以上 |
| 7 | 賃料を支払ったことが確認できる書類の写し | 賃料支払の領収書等（令和3年8月分または9月分） |
| 8 | 確定申告書の写し | 税務署の收受日付印または電子申告の受信通知があるもの |
| 9 | 振込先口座に関する書類の写し | 通帳表紙の裏面など |

（注4）賃料、その他費用、契約期間（自動更新の条項）、物件所在地、賃貸人・賃借人の住所氏名の記載があるもの

申請書等は市ホームページからダウンロードできます。市役所本庁及び各支所にも置いています。必ず「申請要領」を確認のうえ提出してください。

鹿児島市家賃支援金 申請から給付までの流れ

【第1期を受給しなかった事業者】

- 1 国・県支援金等の申請**
要件等を確認し、国・県に申請してください。
- 2 国・県から振込のお知らせを受領**
国・県から給付決定を受けた後に、市に「家賃支援金」を申請してください。
- 3 申請要件を満たしているかの確認**
申請要件の全てに該当しているか確認してください。
- 4 申請書等の準備**
上記の「申請に必要な提出書類」を準備してください。準備にあたっては必ず「申請要領」を確認してください。
- 5 申請（郵送による申請書等の提出）**
提出書類を郵送してください。（宛先は表面参照）※簡易書留など郵便物の追跡ができる方法を推奨します。
- 6 給付**

【第1期を受給した事業者】

- 1 第2期の意思確認書を受領**
第1期の受給者宛てに、市から個別に意思確認書を郵送します。
- 2 申請要件を満たしているかの確認**
申請要件の全てに該当しているか確認してください。
（時短要請協力金受給者のみ）
時短要請協力金の申請
要件等を確認し、県に申請してください。
県から振込のお知らせを受領
県から給付決定を受けた後に、市に「家賃支援金」を申請してください。
- 3 意思確認書、誓約書の提出**
必要事項を記入のうえ、市へ郵送してください。※変更等があった場合、確認資料の添付が必要な場合があります。
- 4 給付**

市は申請書を受付後、通常2週間程度でご依頼の口座に入金します。入金の手続きはしませんので振込口座にて確認してください。また、書類の不備等があった場合は、別途申請書に記載の連絡先へ連絡します。

Q & A 鹿児島市家賃支援金

Q1 振込のお知らせを紛失しました。どうしたらよいですか。

下表の「申請者の対応」を行ってください。市から県に給付内容等を確認する場合は、審査・振込まで時間を要しますので、ご了承ください。

| 支援金・協力金 | 申請者の対応 | |
|----------------------------------|--|------------------------------------|
| 国 「月次支援金」 | （共通） ① 国・県支援金の振込が確認できる部分の通帳の写しを提出 ② 通帳の写しの余白に振込のお知らせ紛失した旨を記載 | 月次支援金のマイページの写しまたは給付通知のメールの本文の写しを提出 |
| 県 「鹿児島県新型コロナウイルス感染症対策時短要請協力金」 | | ※市から県に給付内容等を確認します |
| 県 「鹿児島県事業継続一時支援金」「鹿児島県事業継続月次支援金」 | | |

支援金の詳細、申請書等の様式は市HPに掲載しています。

鹿児島市 家賃支援金 で検索

または右のQRコードよりご確認ください

